

市長臨時記者会見案件（5月7日開催）

※報道解禁は令和2年5月7日の市長記者会見終了後ですのでご注意ください。

- 「山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策」第三弾の発表について
- 5月市議会臨時会 提出議案について
- 山形市立小中学校の休校延長等について

〈添付資料〉

- 山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策（第三弾）
〈5月8日以降に速やかに行うもの〉
- 山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策
〈5月7日現在で実施しているもの〉
- 特別定額給付金について
- タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援補助金の交付について
- 生活バス路線維持費補助金の交付時期の前倒しについて
- 新型コロナウイルス感染症対策旅行代理店支援補助金について
- 新型コロナウイルス感染症対策一般貸切旅客自動車運送事業者事業支援補助金
について
- 新型コロナウイルス感染症対策索道事業者支援補助金について
- 新型コロナウイルス感染症対策映画館支援補助金について

- 新型コロナウイルス感染症対策資金利子助成について（農業関係）
- 新型コロナウイルス感染症対策花き次期作緊急支援補助金について
- 新型コロナウイルス感染症対策肉用牛肥育経営緊急支援補助金について
- 住居確保給付金の対象拡大等について
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の適用について
- 放課後等デイサービス職員激励金の支給について
- 妊婦の方へのマスクの追加配布について
- 福祉施設利用者などへのマスク配布について
- 「ベニちゃんの山形応援サイト」での布製マスク等販売事業者のPRについて
- 新型コロナ受診相談センターの回線増設と一般相談用コールセンターの新設について
- 新型コロナウイルス感染症対策事業（救急搬送用資機材等整備）について
- 令和2年5月市議会臨時会提出議案
- 山形市立小中学校の休校延長等について

山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策(第三弾)＜5月8日以降に速やかに行うもの＞

令和2年5月7日
市長記者会見資料

事業 主 策	宿泊業への支援	旅館等への休業支援 (第二弾として発表済)	市独自	受付開始 5月11日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の休業している旅館やホテルへの支援を行う。 (休業対象期間：4月25日～5月10日を予定) ・支援額：完全休業：40万円、一部休業：10万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
	交通事業への支援	タクシー事業者及び自動車運転代行事業者への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内のタクシー事業者及び自動車運転代行業者に支援を行う。 ・補助対象：タクシー事業者及び運転代行業者 (令和2年4月の売上高が前年同月比の5割以上減少している事業者) ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、登録車両1台につき1万円を加算(上限40万円)	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内223)
		バス事業者への支援	市独自	支援時期 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける路線バスに関して、山形県バス対策協議会で生活バス路線に認定されたバス路線のうち、要件に当てはまる路線の赤字分について補助を行う。 (赤字分への補助は毎年行っているが、交付時期を例年よりも前倒して行うもの)	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内223)
	観光事業への支援	旅行事業者代理業への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける旅行代理店に支援を行う。 ・補助対象：旅行代理店(事業者の所在地が山形市内であること) (令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に営業を自粛した者) ・支給額：完全休業：40万円、一部休業：10万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
		貸切バス事業者への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける貸切バス事業者に支援を行う。 ・補助対象：貸切バス事業者(本社が市内に存する事業者) (令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に営業を自粛した者) ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、運行を自粛している登録車両1台につき3万円を加算(上限40万円)	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
		索道事業者への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける索道(ロープウェイ)事業者に支援を行う。 ・補助対象：索道(ロープウェイ)事業者(本社が市内に存する事業者) (令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に営業を自粛した者) ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、リフト1本につき3万円、ロープウェイ1本に当たり5万円を加算(上限40万円)	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
	映画館への支援	映画館への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける映画館に支援を行う。 ・補助対象：映画館(本社が市内に存する事業者) (令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に営業を自粛した者) ・支給額：1館に対し一律10万円に、スクリーン1面につき3万円を加算(上限40万円)	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)

事業 主 策	経済 対 策	生産者への 支援	新型コロナウイルス感染症 対策資金の利子補給（農業 関係）	県 運動	受付開始 5月	県による新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（山形県災害・経営安定対策資金）について、県と金融機関と連携して利子補給を行う。 ▶利子補給率：基準金利1.5%（県：0.49875%、市：0.25125%、融資機関：0.75000%） <参考> 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（山形県災害・経営安定対策資金） ▶貸付限度額：500万円 ▶償還期限：5年以内 ▶貸付期間：令和2年5月上旬～令和3年1月31日	山形市役所 農政課 023-641-1212 (内437)
			花き農家への支援	市 独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の花き農家に支援を行う。 ▶補助対象：花きの生産を行っている者 花きの生産を行う個人及び法人、花きの生産者で組織する団体 次期作の生産に取り組む花き農家に対し、種苗費等の資材購入に対する支援 ▶支給額：周年栽培する高コストのバラ・ユリ・カーネーション（鉢物）は10aあたり50,000円 上記以外の品目は10aあたり10,000円	山形市役所 農政課 023-641-1212 (内432)
			肉用牛肥育農家への支援	市 独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の肉用牛肥育農家等に支援を行う。 ▶補助対象：肉用牛肥育経営を行っている者 （肉用牛肥育を行う個人及び法人、肉用牛肥育を行う者で組織する団体） ▶支給額：国の肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）による損失の9割補填に加え、市では補填されない1割分の1/2（5%）を助成する。	山形市役所 農政課 023-641-1212 (内432)
	山響ガバメントクラウド ファンディング （第二弾として発表済）	市 独自	募集開始 6月	新型コロナウイルス感染症の影響により、コンサート等が中止となっている山形交響楽団の運営をガバメントクラウドファンディングで支援する。 ▶目標金額：7,500万円 ▶寄附型：All-in方式（目標額に達しない場合でも受け取れる方式）	山形市役所 文化振興課 023-641-1212 (内639)		

個人・事業主 支 援	生活 支 援	特別給付	特別定額給付金 （第二弾として発表済）	国 運動	申請書 発送 5月14日 から順次 特例の申請 期間 5月8日～ 5月16日	迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者の属する世帯の世帯主に対し、特別定額給付金の給付を行う。 ▶給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において山形市の住民基本台帳に記録されている方 ▶給付額：給付対象者一人につき10万円 ▶通常の申請方法：世帯主へ送付される申請書を市へ郵送して行う。 または、マイナンバーカードを活用してオンラインで申請する。 ▶特例の申請方法：一刻も早く給付金の受取を希望する方は、市ホームページからダウンロードした申請書を市へ郵送して行う。（費用は自己負担・郵送でのみ受付・感染拡大防止のため窓口等での申請書の配布や受付はしない。）	山形市役所 総務課特別定 額給付金室 023-641-1212 (内9002～ 9007)
			子育て世帯臨時特別給付金 の支給 （第二弾として発表済）	国 運動	支給時期 6月下旬 （予定）	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。 （前年度所得が所得制限限度額以上あるために特例給付を受給する世帯を除く） ▶支給対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 ▶支給額：対象児童一人あたり10,000円 ▶支給予定日：令和2年6月下旬	山形市役所 家庭支援課 023-641-1212 (内575)
			ひとり親家庭等臨時特別給 付金の支給 （第二弾として発表済）	市 独自	支給時期 6月中旬 （予定）	ひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。 ▶支給対象者：令和2年4月分の児童扶養手当の受給者 ▶支給額：対象児童一人あたり10,000円 ▶支給予定日：令和2年6月中旬	山形市役所 家庭支援課 023-641-1212 (内579)
			国民健康保険被保険者 の支給 （第二弾として発表済）	国 運動	開始時期 5月上旬	国民健康保険被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染の疑いがあり療養のため労務に服することができない被用者に、傷病手当金を支給する。 ▶支給要件：労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から労務に服することができない期間 ▶適用期間：令和2年1月1日～9月30日	山形市役所 国民健康保険 課 023-641-1212 (内357)

個 生			放課後等デイサービス事業 所職員激励金の支給	市 独自	支給時期 5月	学校休業に伴い開所拡充等の緊急対応に従事し負担が増している放課後等デイサービス事業所の職員に激励金を支給する。 ▶支給額：職員一人あたり3万円	山形市役所 障がい福祉課 023-641-1212 (内589)
--------	--	--	---------------------------	---------	------------	--	---

人・事業主	活支援	保育料の負担軽減等	保育所等保育料の減額 <small>(第二弾として発表済)</small>	国連動	保護者への 運付 5月末～ (予定)	山形市からの家庭保育の協力依頼により保育園等を欠席した場合に保育料を減額する。 ▶対象施設：市立保育園、民間立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内572、 536、545)
			放課後児童クラブ保育料の減額 <small>(第二弾として発表済)</small>	国連動	クラブへの 補助 6月	小学校臨時休業期間中に家庭保育に協力した家庭に対し、クラブへ支払う保育料を減額する。 ▶家庭・クラブの保育料精算と市からクラブへの補助：令和2年6月	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内577)

個人	発症予防	感染症対策	妊婦の方へのマスク配布	市独自	開始時期 4月24日	山形市に住民登録のある妊婦(里帰り中の妊婦の方を含む)の方に不織布マスクを、5月11日からは10枚配布する。 郵送申し込みをした方に郵送で配布する。 コミュニティセンター(20か所)、公民館(8か所)でも配布。	山形市 健康医療部 山形市保健所 母子保健課 023-647-2280
			福祉施設利用者などへのマスク配布	市独自	開始時期 5月11日	人工透析患者、介護施設及び障がい福祉施設の利用者や職員、自治推進委員、民生委員児童委員、福祉協力員、保育園や放課後児童クラブ等の職員の方などに、不織布マスクを配布する。 <small>(配布枚数約11万枚)</small> ▶配布時期及び方法：5月中に各担当課で準備でき次第、順次配布する。	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内222)
			新型コロナウイルス相談センターの回線増設と一般相談用コールセンターの新設	県連動	新設時期 5月	新型コロナウイルス感染症に関する相談件数の増加に伴い、県と共同で設置した新型コロナ受診相談センターの回線を7月から増設し、一般相談用コールセンターを5月から新設する。 ▶新型コロナ受診相談センター：電話番号0120-88-0006 <small>(4月～6月：2回線、7月(予定)～12月：4回線)</small> ▶一般相談用コールセンター：電話番号未定(5月(予定)～12月：2回線)	山形市 健康医療部 山形市保健所 健康増進課 023-616-7270
			新型コロナウイルス感染症に関する救急搬送用資機材等の整備	市独自	整備時期 5月	新型コロナウイルス感染者(疑似者含む)の移送(搬送)時の感染の拡大防止と救急隊員の感染防止のため必要となる資機材等を整備する。 ▶整備する資機材等：陰圧アイソレーター(感染者を隔離して移送するための機材) 感染防護服、救急車内の防護シート、移送時の消毒等)	山形市 消防本部 総務課 023-634-1199

国県の制度と連携し、今後、検討・調整していくもの	雇用安定化緊急対策 <small>(雇用調整助成金への上乗せ)</small>	国県連動	開始時期 5月	国では雇用調整助成金として休業手当相当額について最大9割までの助成に加えて拡充を予定。 残る部分の事業者負担について、山形県・山形市で調整中。 なお、山形市では、この制度をより活用しやすいように申請事務手数料への支援を独自に行っている。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1212 (内415)
	持続化給付金	国	開始時期 5月1日	国では持続化給付金として、中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者・各種法人等で売上が前年同月比50%以上減少している方を対象に、法人200万円以内・個人事業者等100万円以内の給付を行う。 ▶申請方法：パソコンやスマホで「持続化給付金ホームページ」へアクセスし、オンラインにて申請する。 ※山形市において具体的な申請手続き等について周知・案内していく。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)
	緊急経営改善支援金	県	開始時期 5月11日	山形県の営業自粛等の要請に協力する事業者に対し、支援金を交付する。 ▶対象要件：①と②をともに満たす者 ①4月25日～5月10日のすべての期間について営業活動を自粛した事業者 ②新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討(例：新メニュー・サービスの検討)を行った事業者 ▶支給額：個人事業者10万円(施設等を賃借している場合は20万円)、法人20万円 申請手続き等について、山形県で検討中。	山形市役所 山形ブランド 推進課 023-641-1212 (内422)

事業 対 策	雇用・資金繰り不安への対応	雇用安定化緊急対策 (雇用調整助成金の申請への支援)	市独自	受付開始 4月21日	新型コロナウイルス感染症の影響を受け雇用調整助成金を活用する山形市内の事業者者に支援を行う。 (個人事業主を含む) ・社会保険労務士等に依頼する助成金申請に要する費用への補助(対象経費100%、上限40万円) ・申請期間:9月30日まで	山形市役所 雇用創出課 023-641-1212 (内415)
		地域経済変動対策資金の利子補給	県連動	受付開始 3月16日	山形県の商工業振興資金(地域経済変動対策資金)を利用する中小企業・小規模事業者のうち、特に売上の減少が著しい事業者について利子補給を行う。 ・対象:最近1ヶ月の売上が前年同期に比して30%以上減少、かつ以後2ヶ月間を含む3ヶ月の売上が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業等 ・利率:無利子 → 貸付限度額:5,000万円(前年同期比50%減少した場合は2億円) ・貸付期間:10年間以内 → 取扱期間:8月31日まで	山形市役所 雇用創出課 023-641-1212 (内416)
	飲食業、宿泊業への支援	飲食店等への家賃補助	市独自	受付開始 4月23日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の飲食店に家賃補助を行う。 ・補助対象:飲食店(売上減少5割以上かつ休業1カ月以上、最大4月から6月までの3か月分対象) ・補助基準:完全休業(上限300千円、複数店舗事業者は上限600千円) 《補助対象飲食店を次のとおり拡大(令和2年4月28日から)》 ○小規模事業者(従業員5人以下)⇒中小企業者(従業員50人以下)に拡大 ○市内に住所を有する方・市内で飲食店を営む方⇒市内で飲食店を営む方(市外に住所を有する方も可)に拡大。さらに市内に住所を有する方が市外で飲食店を営む場合も可 ○連続1カ月以上の休業⇒延べ1カ月以上の休業(2分割まで可)に変更 ○店舗閉店(テイクアウト等のみの営業)の場合も完全休業と同様の補助上限額に変更	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内422)
		飲食店等への事業系ごみ処理費用の補助	市独自	受付開始 5月1日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の飲食店や旅館業等を対象に、ごみ処理費用について補助を行う。 ・対象地域:山形市域 → 対象者:飲食店等 → 対象の廃棄物:事業系一般廃棄物 ・補助期間:4月、5月、6月の最大3ヶ月分	山形市役所 ごみ減量推進課 023-641-1212 (内694)
		飲食店の新たな販売方法(テイクアウト・宅配等)の導入補助	市独自	受付開始 4月23日	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、テイクアウトや宅配サービス等の新たな販売方法導入を行う市内の飲食店に補助を行う。 ・補助対象:飲食店(売上減少5割以上) ・補助額:上限100千円、複数店舗事業者は上限200千円 ※小規模事業者から中小企業者へ対象拡大	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内422)
		宅配サービス等実施事業者の広報	市独自	サイト開設 4月14日	ホームページやチラシ(4/17開始)、情報誌(4/27発売)等を活用し、テイクアウトや宅配サービスを行っている飲食店をPRする。 「ピンチをチャンスにやまがた委員会」で運営し、SNSを中心に飲食店情報を発信している「山形テイクアウト」やエリアマネジメント協議会と連携した取組を行っていく。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内412)
		「ベニちゃんの山形応援サイト」を活用した情報発信	市独自	開始時期 4月17日	お宝紹介サイト「タカラの山ガタ」内に「ベニちゃんの山形応援サイト」を立ち上げ情報発信を行う。 ベニちゃんによる自宅のできる体操や、手洗い、うがいの仕方などの感染拡大防止に関する動画等の配信を行う。また、4/30からは市内で布マスクを製造、販売している企業の情報を発信する。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内412)
		ふるさと納税を活用した支援	市独自	開始時期 4月10日	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」において、経営に影響を受けている事業者の返礼品を特集して掲載する。 ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で、ステイホーム推進返礼品(山形交響楽団のCD等)を「～気分は山形旅行～お家で味わう山形市」として特集して掲載する。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内407)
		経済対策相談ダイヤルの設置	市独自	開始時期 4月24日	山形市が行う雇用安定化支援、資金繰り支援、飲食業や宿泊業の支援に関する総合的な電話相談を受付。 ※国・県など他の機関による制度も紹介する。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)
		経済対策紹介動画(YouTube)の配信	市独自	開始時期 4月30日	新型コロナウイルス感染症に係る経済対策のうち、問い合わせの多い給付金や補助金等の支援に特化して、国・県・市などの制度を動画で紹介する。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)

事業主策	経済	生産者への支援	公設地方卸売市場の使用料等の支払猶予	市独自	開始時期 4月	卸売市場内事業者に賦課している「使用料等」について、支払猶予を行う。 対象期間：令和2年4月分及び5月分の2ヶ月	山形市役所 地方卸売市場 管理事務所 023-686-5314
			公設地方卸売市場の施設使用料の減免	市独自	対象期間 4月	卸売市場内事業者に賦課している「施設使用料」について、取扱高の減少割合に応じて減免する。 ▶対象期間：令和2年4月分及び5月分の2か月分	山形市役所 地方卸売市場 管理事務所 023-686-5314
	公共事業の迅速化	公共事業の発注迅速化	市独自	開始時期 4月	公共工事に関して、資材等の確保状況なども見ながら速やかな発注に努める。	山形市役所 管理住宅課 023-641-1212 (内462)	
		物品（消耗品等）の早期購入、補助金等の支払前倒し	市独自	開始時期 4月	市内景気の下支えに資するため、早期購入が可能な物品等の速やかな発注等を図る。	山形市役所 財政部 023-641-1212	

個人・生活・事業支援	特別給付	住居確保給付金	国運動	制度見直し 4月	<p>離職や廃業により、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対して家賃相当分を支給する。 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対象者を「収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度にある方」まで拡大した。</p> <p>▶収入要件：申請日の属する月の世帯収入が基準額（※）+家賃額（上限あり）以下であること。 ※基準額：市町村税均等割・非課税となる収入額×1/12</p> <p>▶資産要件：世帯の預貯金及び所持金の合計額が基準額×6以下であること</p> <p>▶支給期間：原則3ヶ月</p> <p>▶支給方法：賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付</p> <p>▶支給額：（山形市の場合の目安）生活保護の住宅扶助の支給額が上限額 単身世帯：35,000円、2人世帯：42,000円 3人世帯：46,000円</p>	<p>山形市役所 生活福祉課 023-641-1212 (内556-594)</p> <p>相談及び申請は 山形市社会福祉協議会 023-676-7223</p>
		就学援助の適用拡大	市独自	開始時期 5月	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により就労できなかった方や、失業や休業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売り上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの小中学校の児童生徒の保護者に対し就学援助を適用する。</p> <p>▶対象経費：就学に要する費用や給食費</p> <p>▶申請期限等の変更：通常、就学援助の適用は申請した月より援助開始になるが、令和2年6月末日までに申請した場合でも、令和2年4月分に遡って援助開始する。</p>	山形市役所 学校教育課 023-641-1212 (内484)
		市税の徴収猶予	国運動	開始時期 4月	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、市税の徴収猶予の「特例制度」の申請を受けることができる。</p> <p>▶対象：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税等</p> <p>▶申請：「特例制度」の法施行日から2か月後、または、納期限のいずれか遅い日までに申請書（納付計画書）を、原則、税目ごと、期別ごとに提出する必要がある。</p>	山形市役所 納税課 023-641-1212 (内328・329)
		介護保険料の徴収猶予	国運動	開始時期 3月	<p>新型コロナウイルスの影響により世帯の収入に相当の減少があった場合は、6か月以内の期間に限り申請により介護保険料の徴収猶予を受けることができる。</p> <p>▶対象：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定されている第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料</p> <p>▶申請期間：令和3年3月31日まで</p>	山形市役所 介護保険課 023-641-1212 (内848)
		水道料金、下水道使用料の支払猶予	市独自	受付開始 3月25日	<p>新型コロナウイルスの影響により水道料金・下水道使用料の支払が困難な方について、水道料金及び下水道使用料の支払期限の延期や分割納付などの納付相談に応じる。</p> <p>▶相談受付：令和2年3月25日～</p>	山形市役所 上下水道部 023-645-1177
		保育料の負担軽減等	放課後児童支援員等	市独自	支給時期 5月1日	<p>学校休業に伴う開所拡充により負担が増している放課後児童支援員等に激励金を支給する。</p> <p>▶支給額：支援員一人あたり3万円</p>

個人	発症予防	感染症対策	市独自	開始時期 4月24日	山形市に住民登録のある妊婦(里帰り中の妊婦の方を含む)の方に不織布マスクを5枚配布する。 コミュニティセンター(20か所)、公民館(8か所)にて配布。 2回目からは郵送で配布する。	山形市 健康医療部 山形市保健所 母子保健課 023-647-2280
			国運動	開始時期 4月	保育所、放課後児童クラブにおいて、感染症の拡大防止のための備品や消毒液等の消耗品の購入又は購入への補助を行う。 市立の小中高等学校で使用する消毒液等の消耗品を購入する。	山形市役所 こども未来部 教育委員会 023-641-1212

特別定額給付金について

1 概要

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）により、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付を行う。

2 対象者

(1) 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において山形市の住民基本台帳に記録されている方

(2) 受給権者

受給権者の属する世帯の世帯主

3 給付額

給付対象者1人につき10万円

4 申請方法

郵送申請方式及びマイナンバーカードを活用したオンライン申請方式

5 給付方法

原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込み

6 給付の流れ

全世帯へ申請書を送付し、申請書の返送又はオンライン申請を行い、審査後給付金振込

7 スケジュール

5月14日から順次申請書発送、5月15日から申請受付開始予定

5月22日から給付金振込開始予定

8 特例の申請（一刻も早く給付金の受取を希望する方のための申請方法）

(1) 申請方法

市公式ホームページからダウンロードした申請書を市へ郵送して行う。

※ 申請に必要な切手等の費用は自己負担、郵送でのみ受付を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口等での申請書の配付、受付は行わない。

(2) 申請期間

5月8日（金）から5月15日（金）まで

※ 申請書の市公式ホームページからダウンロードは5月7日（木）から可能

(3) 給付金振込開始

5月12日（火）予定

【問い合わせ先】

山形市総務部総務課特別定額給付金室

TEL (023) 641-1212

内線9002～9007

タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援補助金の交付について

(山形市独自施策)

1 概要

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、山形市内では観光客の減少、不要不急や会合・宴会といった外食活動等の自粛に伴い、タクシー利用者や自動車運転代行利用者が急激に減少しているため、事業者においても大きな影響が生じている。

タクシーや自動車運転代行については、市民の生活の足として必要不可欠な公共交通でもあるため、新型コロナウイルス感染症終息後の利用者需要を見据え、経営存続の後押しを行うため、事業者に対し補助金を交付する。

2 内容

(1) 対象

①事業者が次の要件に該当すること

- ・タクシー事業者

道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に該当し、同法第4条第1項に基づき国土交通大臣の許可を受けた者（福祉輸送事業に限定された者を除く）。

- ・自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条第1項に基づき山形県公安委員会の認定を受けた者。

②事業者の本社が山形市内に存すること

③基準月（令和2年4月末）の売上高が前年同月に比して50%以上減少している者。

（事業開始が1年未満の場合は、3月末売上高の20%以上減少している者）

(2) 支給金額

- ・法人・個人事業者を問わず、1事業者（営業所単位）に対し一律10万円
- ・登録車両1台につき1万円を加算
- ・上限額40万円

3 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間

令和2年5月上旬から6月末までを予定

(2) 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と併せて企画調整課に提出する。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とします。

【問い合わせ先】

山形市企画調整部企画調整課交通企画係
電話 023-641-1212 内線 223

生活バス路線維持費補助金の交付時期の前倒しについて

(山形市独自施策)

1 概要

山形市では、市内を運行する生活バス路線（下記3参照）であって一定の要件に当てはまる路線の赤字分について、路線維持のための補助金としてバス事業者に交付している。

当該補助金は、前年の10月から9月までの1年間を補助対象期間として、1年間の運行実績が確定した後、翌年の3月補正予算に計上して、実績払いとして3月に交付している。

しかし昨今、新型コロナウイルスの感染拡大と不要不急の外出等の自粛に伴い、山形市内の生活バス路線も利用者が激減し、今後の状況によっては減便や運休等を余儀なくされることも想定される。

生活バス路線は、高齢者など交通弱者のみならず、多くの市民の日常生活の足として必要不可欠であり、継続的な運行確保を図る必要があることから、従前の補助金交付時期を前倒し、バス事業者に対し概算払いでの交付を5月下旬までに行うものである。

2 内容

(1) 交付対象者

生活バス路線の運行を行う乗合バス事業者である「山交バス株式会社」

(2) 補助金額

前年度の補助金交付実績額に準じた額とする。(3,500万円)

3 生活バス路線と補助対象路線について

地域住民が通院、通学、通勤、買い物等の日常生活で通常利用するバス路線で、維持が必要と認められる路線として、山形県バス対策協議会で指定されたもの。山形市内では現在48路線が指定されている。

このうち、複数市町村を運行する幹線バス路線には国と県が補助を行い、山形市内のみを運行する路線及び複数市町村を運行する路線であって国と県の補助の対象外となる路線には、山形市が補助を行っている。昨年度、山形市では12路線を対象として補助金を交付した。

【問い合わせ先】

山形市企画調整部企画調整課交通企画係

電話 023-641-1212 内線 223

令和2年5月7日
市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策旅行代理店支援補助金について

(山形市独自施策)

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休業した山形市内の旅行代理店に経済的支援を行うもの。

2. 対象となる旅行代理店

- ・旅行業法第2条に規定する登録を行っている事業者。
- ・上記登録における事業者の所在地が山形市であること。
- ・公益法人、協同組合などの非営利組織以外の者。

3. 補助対象となる休業期間

令和2年4月25日（土）から5月10日（日）

4. 補助額

完全休業の場合：1施設当たり一律40万円

一部休業の場合：1施設あたり一律10万円

5. 申請期間（予定）

令和2年5月中旬から6月末まで

6. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と合わせて観光戦略課に提出。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とします。

【問い合わせ先】

商工観光部 観光戦略課 誘客推進グループ
TEL:023-641-1212 内423

新型コロナウイルス感染症対策

一般貸切旅客自動車運送事業者支援補助金について(山形市独自施策)

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休業した山形市内の一般貸切旅客自動車（貸切バス）運送業者に経済的支援を行うもの。

2. 対象となる一般貸切旅客自動車運送事業者

- ・道路運送法第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に該当し、同法第4条第1項に基づき国土交通大臣の許可を受けた者（福祉輸送事業に限定された者を除く）を受けた者であること。
- ・事業者の本社が山形市内に存すること。
- ・特定の場所への運送（シャトルバス）を行うものでないこと。

3. 補助対象となる休業期間

令和2年4月25日（土）から5月10日（日）

4. 補助額（予定）

- ・1事業者に対し一律10万円を支給する。
- ・対象となる休業期間に運行を自粛した登録車両1台につき3万円を加算する。
- ・支給にあたっては、山形市内に存する営業所単位とする。
- ・1者あたり1回を限度とし、上限40万円とする。

5. 申請期間（予定）

令和2年5月中旬から6月末まで

6. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と合わせて観光戦略課に提出。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とします。

【問い合わせ先】

商工観光部 観光戦略課 誘客推進グループ
TEL:023-641-1212 内423

令和2年5月7日
市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策索道事業者支援補助金について

(山形市独自施策)

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休業した山形市内の索道事業者に経済的支援を行うもの。

2. 対象となる索道事業者

- ・鉄道事業法第33条に規定する索道事業の許可を受けた者であること。
- ・事業者の本社が山形市内に存すること。

3. 補助対象となる休業期間

令和2年4月25日（土）から5月10日（日）

4. 補助額（予定）

- ・1事業者に対し一律10万円を支給する。
- ・リフト1本につき3万円を加算する。
- ・ロープウェイ1本につき5万円を加算する。
- ・1者あたり1回を限度とし、上限40万円とする。

5. 申請期間（予定）

令和2年5月中旬から6月末まで

6. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と合わせて観光戦略課に提出。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とします。

【問い合わせ先】

商工観光部 観光戦略課 誘客推進グループ
TEL:023-641-1212 内423

令和2年5月7日
市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策映画館支援補助金について

(山形市独自施策)

1. 目的

山形市はユネスコ創造都市ネットワークの映像部門で加盟認定を受けており、映画館への事業支援が必要であると考えられるため、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休業した山形市内の映画館に経済的支援を行うもの。

2. 対象となる映画館

- ・ 興行場法第2条に規定する営業の許可を受けた者であること。
- ・ 映画館が山形市内に存すること。

3. 補助対象となる休業期間

令和2年4月25日（土）から5月10日（日）

4. 補助額（予定）

- ・ 1館に対し一律10万円を支給する。
- ・ スクリーン1面に対し3万円を加算する。
- ・ 1館あたり1回を限度とし、上限40万円とする。

5. 申請期間（予定）

令和2年5月中旬から6月末まで

6. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と合わせて観光戦略課に提出。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とします。

【問い合わせ先】

商工観光部 観光戦略課 誘客推進グループ
TEL:023-641-1212 内423

新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給について（農業関係）

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収入が減少した農業者の経営安定のため、農業経営の維持安定に必要な運転資金の融資を無利子化する支援を県と協調して行う。

2 内容

(1) 貸付対象者

新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が、前年同期に比して10%以上減少している市内の農業者

(2) 貸付限度額

500万円

(3) 貸付期間

令和2年5月上旬～令和3年1月31日

(4) 融資枠

1億円

(5) 貸付利率

0.75%以内※令和2年4月20日金利。発動日で変更。

基準金利		1.50%
利子補給率		0.75%
	県(66.5%)	0.49875%
	市(33.5%)	0.25125%
貸付利率(※)		0.75%

※融資機関により貸付利率を引き下げて、無利子で貸し付け

【貸付のしくみ】

基準金利1.5%－県・市利子補給率0.75%＝貸付利率0.75%

⇒融資機関引き下げ⇒無利子

【問合せ先】

山形市農林部農政課農政企画係
電話 023-641-1212（内線 437）

令和2年5月7日

市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策花き次期作緊急支援補助金について（山形市独自施策）

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間の多数を占める3月・4月の花の需要が激減し、価格が低迷し打撃を受けている花き農家に対し、新型コロナウイルス終息後に安定して出荷できる継続的な生産体制の維持を図るため、次期作の種苗費等資材購入に対し支援を行う。

2 内容

（1）事業実施主体

次に掲げる、花きの生産を行っている者

- ①花きの生産を行う個人及び法人
- ②花き生産者で組織する団体

（2）補助事業内容

次期作の生産に取り組む花き農家に対し、新型コロナウイルス終息後に安定して出荷できる継続的な生産体制の維持を図るため、次期作の種苗費等の資材購入に対し、市独自で支援する。

（3）補助金額

- ①周年栽培する高コストのバラ、ユリ、カーネーション（鉢物）を生産する花き農家
栽培面積10a当たり50,000円
- ②上記以外の品目を生産する花き農家
栽培面積10a当たり10,000円

【問合せ先】

山形市農林部農政課農産係

電話 023-641-1212（内線 432）

新型コロナウイルス感染症対策肉用牛肥育経営緊急支援補助金について（山形市独自施策）

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外食産業の休業、インバウンドの激減等に伴い、国産黒毛和牛肉の需要が減り、枝肉市場の価格の下落等により打撃を受けている肉用牛肥育農家の経営を支援する。

2 内容

（1）事業実施主体

次に掲げる、肉用牛肥育経営を行っている者

- ①肉用牛肥育を行う個人及び法人
- ②肉用牛肥育を行う者で組織する団体

（2）補助事業内容

国の肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）による損失の9割補てんに加え、補填されない1割分の1/2（5%）の損失分について、市独自で助成する。

（3）補助対象期間

令和2年3月から令和2年6月までの期間において山形牛枝肉市場に出荷した肉用牛について、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）が発動された月

※肉用牛肥育経営安定交付金の補てん金額が確定する時期が、出荷した月の2か月後となるため、枝肉市場価格が下落した令和2年3月分の補てん金が確定する、令和2年5月から補助対象期間とする。

【問合せ先】

山形市農林部農政課農産係

電話 023-641-1212（内線 432）

住居確保給付金の対象拡大等について

1 住居確保給付金とは

生活困窮者自立支援法に基づき、離職や廃業により、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して家賃相当分を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うもの。

申請は自立相談支援機関である山形市生活サポート相談窓口（山形市社会福祉協議会）で受付を行い、山形市が給付を決定する。

2 対象範囲（支給対象者）の拡大等

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者を支給の対象に加える。

あわせて、支給要件であるハローワークへの求職申込みを撤廃する。

<支給対象者の拡大等>

<p>（これまで） 対象：離職・廃業後、2年以内の方 要件：ハローワークへの求職申込みが必要</p>	<p>（4月20日～）<u>対象の拡大</u> 休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象 （4月30日～）<u>更に使いやすい制度へ</u> ハローワークへの求職申込みが不要に</p>
--	---

3 支給要件、支給額

（1）支給要件

○収入要件：申請日の属する月の世帯収入が基準額※+家賃額（上限あり）以下であること

※基準額：市町村税均等割・非課税となる収入額×1/12

○資産要件：世帯の預貯金及び所持金の合計が基準額×6以下であること

（2）支給額（山形市の場合の目安）生活保護の住宅扶助の支給基準額が上限額（単位：円）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
支給額	35,000	42,000	46,000

※原則3か月以内の支給だが、就職が決まらない場合などは、最大9ヶ月間まで延長することができる。

※給付金は、貸主側に支給する。

4 相談・申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話による相談及び郵送による申請を基本としている。

※相談・申請は山形市社会福祉協議会（電話：023-676-7223）まで

【問い合わせ先】

山形市福祉推進部生活福祉課
保護第一係（内556 594）

新型コロナウイルス感染症の影響により
家計が急変した世帯への就学援助の適用について

(山形市独自施策)

1 就学援助とは

就学援助は、経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用や給食費を支給する制度です。

2 就学援助の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響により就労できなかった方や、失業や休業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売り上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの方に対し就学援助を適用することとします。

3 申請について

就学援助は通常、収入のわかる源泉徴収票や確定申告書の写しを提出いただき、前年の収入で認定の判断をしています。しかし、前年の収入が多い方でも、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困りの方に対し、直近の収入状況などを勘案し適用することとします。申請書等は児童生徒が通学している学校を経由して提出していただきます。

4 申請期限等の変更について

通常、就学援助の適用は申請した月より援助開始になりますが、令和2年6月末日までに申請した場合でも、令和2年4月分に遡って援助開始とします。

	申請期限	援助開始月
改正前	令和2年4月30日(木)まで	令和2年4月分から
改正後	令和2年6月30日(火)まで	令和2年4月分から

【問い合わせ先】

山形市教育委員会学校教育課

TEL 641-1212(内)484 Fax 641-1914

放課後等デイサービス職員激励金の支給について（山形市独自施策）

1 概要

新型コロナウイルス感染リスクを予防する観点から、市内の小・中学校が①令和2年3月3日から3月18日まで、②4月7日から5月10日まで臨時休校となった。また、高等学校及び特別支援学校においても①令和2年3月3日から3月18日まで、②入学式の翌日から5月10日まで臨時休校となっている。

これに伴い、特別支援学校等に在籍する障がいのある児童生徒が利用する放課後等デイサービス事業所は、平日においても長期休業期間に準じた体制で開所し、人員、設備、運営基準等についての柔軟な取扱いを認める国の方針に従い、障がい児の受入れを行っている。国は、感染予防に留意した上で原則として開所すること、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いしている。

この臨時休校の期間に、開所拡充等の緊急対応に従事した放課後等デイサービス事業所の職員（正規職員、パート職員の種別を問わず全ての従業者）を対象に、長期間、長時間にわたり、サービス提供に務めていただいたことに対する激励金を支給する。

2 内容

(1) 対象及び概要

臨時休校に伴い緊急な開所拡充の対応を行った山形市内の放課後等デイサービス事業所の職員

・放課後等デイサービス事業所 23事業所（令和2年4月1日現在）

(2) 支給内容

放課後等デイサービス事業所職員に対し、1人当たり3万円

(3) 支給条件

平日に緊急対応を行った放課後等デイサービス事業所に在籍する職員

【問い合わせ先】

山形市 福祉推進部 障がい福祉課
障がい福祉第一係
電話 023-641-1212 内線 589

妊婦の方へのマスクの追加配布について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が今般みられる中、マスクの入手が困難な状況をふまえ、一層厳密な感染予防を図る必要がある妊婦の方の感染予防対策として、4月24日から希望する方にマスク5枚を配布しているところですが、下記により追加でマスクを配布することをお知らせします。

記

1 対象者

山形市に住民登録のある妊婦の方及び里帰り中の妊婦の方

2 配布物

妊婦1人あたり不織布マスク10枚

3 配布開始時期

原則として郵送申請のあった方から順次お送りします。

4 配布方法

郵送によりお送りします。

- ・「山形市マスク郵送申請書」を提出した方
- ・市ホームページから郵送申し込み申請をした方

市内公民館・コミュニティセンターの窓口でも、5月11日（月）から配布いたします。

※これから妊娠届け出をされる方には、母子健康手交付時にご案内します。

ぜひ、郵送申し込みをお願いいたします。

マスクの郵送申請はこちらから⇒



【問い合わせ先】

山形市健康医療部（山形市保健所）
母子保健課

TEL 023-647-2280

FAX 023-647-2281

福祉施設利用者などへのマスク配布について (山形市独自施策)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる中、マスクの入手が困難な状況をふまえ、福祉施設利用者の皆様などに感染予防対策として、不織布マスクを配布します。

記

1 対象者

新型コロナウイルスに感染することにより重症化するリスクが高い市民、市が行う公的な業務に直接又は間接的に関わる団体、個人等

- ・人工透析患者の方、妊婦の方
- ・介護施設及び障がい福祉施設の利用者や職員の方
- ・自治推進委員、民生委員児童委員、福祉協力員の方
- ・保育園や放課後児童クラブ等の職員の方 など

2 配布物

大人用不織布マスク（約 11 万枚）

3 配布時期及び方法

5 月中に担当課で準備でき次第、順次配布します。

【問い合わせ先】
山形市企画調整部企画調整課
TEL 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2
(内線 2 2 1)

「ベニちゃんの山形応援サイト」での布製マスク等販売事業者のPRについて

山形市内においてマスクの調達が困難な状況を踏まえ、インターネットを活用しながら、市内で布マスクを製造している企業の情報などについて情報発信を行っています。

1 布製マスク等販売事業者

9事業者（4月30日現在）

※詳細は下記サイト画面を参照

※事業者より掲載希望があった場合、順次掲載していきます。

2. 「タカラの山ガタ」ホームページ画面



The screenshot shows a webpage titled "布製マスク等販売事業者紹介" (Introduction of Cloth Mask etc. Retailers). It features three illustrations of cloth masks at the top. Below them is the text "洗って使える布製マスク等をご購入いただけます！" (You can purchase washable cloth masks etc.!). A table lists nine retailers with their names, addresses, phone numbers, and links to their websites and email addresses. At the bottom, there is a note for interested parties to contact the Yamagata Brand Promotion Unit.

業者名	住所	電話番号	ホームページ	メールアドレス
ヘアサロンハース	嶋北2-12-57	☎023-679-5027	click	
(株)セイノコーポレーション	大字門伝41	☎023-643-3121	click	click
北日本白衣山形(株)	十日町3-2-41	☎023-631-4347	click	
(株)ケンランド	双月町1-3-36	☎023-633-1155	click	
結城屋	七日町2-7-6	☎023-623-0466	click	
カーテンホーム21山形店	馬見ヶ崎1-18-10	☎023-666-8333	click	click
(株)とみひろ 鹿多泉	馬見ヶ崎2-10-23	☎023-681-4885	click	
(株)とみひろ ろうまん亭	香澄町2-2-42	☎023-631-0610	click	
(株)とみひろ WEB STORE	十日町4-1-3		click	

掲載を希望する事業者の方は、山形ブランド推進課までご連絡ください。
TEL:023-641-1212(内線412)

【問い合わせ先】
山形市企画調整部企画調整課
TEL 023-641-1212
(内線221)

新型コロナ受診相談センターの回線増設と一般相談用コールセンターの新設について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症に対する住民の不安解消を図るため、山形県と共同で設置した新型コロナ受診相談センターには、連日相談が多数寄せられていることから、現在の2回線を7月から4回線に増設し、5月から一般相談用コールセンターを新設します。

2 相談窓口の内容・回線数

新型コロナ受診相談センター (電話 0120-88-0006)	令和2年4月～12月 (2回線) 24時間対応 令和2年7月～12月 (2回線) 7時～23時 (増設分) (予定)
一般相談用コールセンター (電話番号未定)	令和2年5月～12月 (2回線) 開設時間検討中 (予定)

新型コロナウイルス感染症対策事業（救急搬送用資機材等整備）について（消防本部）

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染者又は疑いのある傷病者を搬送する際の救急搬送用資機材等を整備し、搬送時の感染拡大と感染防止を徹底するもの。

2 現在の救急搬送時の感染症対策

(1) 119番通報により感染が疑われる傷病者を搬送する場合の対応

救急隊員は感染防護衣やN95マスクを装着するほか、8台ある救急車内部をビニールシートで覆い傷病者の飛沫や接触によるウィルスの付着防止を図っている。

(2) 医師により新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された患者を移送する場合の対応

2台ある非常用救急車を「移送用専用車両」として確保。救急車内部を、予めビニールシートで被覆しておくとともに、患者自身もビニールシートで包み込むことにより、感染者の飛沫や接触によるウィルスの拡散と付着防止する体制をとっている。

(1)救急車内のビニールシート設置状況



(2)「移送用専用車両」のビニールシート被覆状況



3 5月補正での対応【救急搬送用資機材（アイソレーター）等の整備】

新型コロナウイルス感染者（疑似者含む）を隔離した状態で移送することができる「アイソレーター」を「移送用専用車両」2台に配備するとともに、今後感染が疑われる傷病者の搬送増大に対応するため、「感染防護衣」や「ゴーグル」等種々の装備品を整備する。

※アイソレーター（陰圧装置付隔離型搬送用資機材）は、カプセル状の搬送用資機材で、外の気圧よりも低い気圧を保つことにより、内部のウィルスが外部に拡散するのを防ぎ、傷病者を隔離した状態で救急車に収容し搬送することができる。



【問合せ先】

山形市消防本部部総務課
TEL 023-634-1199

令和2年度5月補正予算案総括表

(単位:千円)

<p>一般会計予算総額 24,925,159 (補正後 121,129,896 対前年同期 94,414,000 比率 128.3%)</p> <p>1 山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策(第三弾) 24,925,159</p> <p>(1) 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策への対応 24,730,353</p> <p>特別定額給付金給付事業 24,710,000 住居確保給付金給付事業 17,190 救急高度化事業(救急搬送用資機材等整備) 3,163</p> <p>(2) 市独自の経済対策及び感染症拡大防止対策 89,440</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者 及び自動車運転代行業者支援補助金 16,590 新型コロナウイルス感染症対策生活バス路線維持費補助金 35,000 新型コロナウイルス感染症対策一般貸切旅客自動車運送事業者支援補助金 3,130 新型コロナウイルス感染症対策索道事業者支援補助金 1,330 新型コロナウイルス感染症対策旅行代理店支援補助金 7,200 新型コロナウイルス感染症対策映画館支援補助金 930 新型コロナウイルス感染症対策花き次期作緊急支援補助金 11,690 新型コロナウイルス感染症対策肉用牛肥育経営緊急支援補助金 5,350 新型コロナウイルス感染症対策放課後等デイサービス職員激励金 8,220</p> <p>(3) その他の感染症拡大防止対策 105,366</p> <p>感染症対策費(PCR検査委託料) 55,440 感染症対策費(感染症予防体制整備) 39,728 感染症対策費(入院費等公費負担) 7,198 救急高度化事業(感染防止消耗品等) 3,000</p>	<p>特定財源 24,783,823</p> <p>1 山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策(第三弾) 24,783,823</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策への対応 24,783,823</p> <p>① 国庫支出金 24,777,275</p> <p>特別定額給付金給付事業費補助金 24,500,000 特別定額給付金給付事務費補助金 210,000 生活困窮者自立支援事業費等負担金 12,892 緊急消防援助隊設備整備費補助金 1,408 感染症予防事業費等負担金 27,720 感染症予防事業費等補助金 19,864 感染症医療費負担金 5,391</p> <p>② 県支出金 6,548</p> <p>市町村総合交付金(生活交通確保対策事業) 6,548</p>	<p>一般財源 141,336</p> <p>1 繰入金 141,336</p> <p>財政調整基金繰入金 141,336 (補正前 666,460 → 補正後 807,796)</p> <p>【債務負担行為】 [追加]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>災害・経営安定対策資金の 利子補給</td> <td>令和2年度から 令和7年度まで</td> <td>融資総額100,000千円の融 資残高に対して年0.75%以 内の割合で計算した利子 相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【一時借入金の限度額の変更】</p> <p style="text-align: center;">150億円 → 300億円</p> <p>【会計別総括】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">補正前</th> <th style="text-align: right;">補正額</th> <th style="text-align: right;">補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">一 般 会 計</td> <td style="text-align: right;">96,204,737</td> <td style="text-align: right;">24,925,159</td> <td style="text-align: right;">121,129,896</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">全 会 計</td> <td style="text-align: right;">189,798,627</td> <td style="text-align: right;">24,925,159</td> <td style="text-align: right;">214,723,786</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">対前年同期</td> <td style="text-align: right;">186,869,215</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">比率</td> <td style="text-align: right;">114.9%</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限 度 額			千円	災害・経営安定対策資金の 利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	融資総額100,000千円の融 資残高に対して年0.75%以 内の割合で計算した利子 相当額		補正前	補正額	補正後	一 般 会 計	96,204,737	24,925,159	121,129,896	全 会 計	189,798,627	24,925,159	214,723,786			対前年同期	186,869,215			比率	114.9%
事 項	期 間	限 度 額																													
		千円																													
災害・経営安定対策資金の 利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	融資総額100,000千円の融 資残高に対して年0.75%以 内の割合で計算した利子 相当額																													
	補正前	補正額	補正後																												
一 般 会 計	96,204,737	24,925,159	121,129,896																												
全 会 計	189,798,627	24,925,159	214,723,786																												
		対前年同期	186,869,215																												
		比率	114.9%																												

山形市立小中学校の休校延長等について

1 臨時休校の延期について

- (1) 対象 山形市立小・中学校
(2) 措置 臨時休校を5月31日(日)まで延長する。
ただし、登校日(登校時間)を段階的に増やし、学校再開のための準備期間とする。
*今後、5月14日に示される予定の国の方針や、県の通知や要請を踏まえて、臨時休校の短縮もしくは延長の可能性もある。

2 臨時休校中の登校日について

- (1) 基本的な考え方
① 児童生徒の学習を保障するため、各学校において、臨時休校中に登校日を設定するものとする。登校日や登校時間については、(2)に示すように段階的に増やす方向で考える。
② 小学校第1学年・第6学年・中学校第3学年の児童生徒が、優先的に学習活動を開始できるように配慮するものとする。
③ 臨時休校中の児童生徒の生活や学習状況を確認するとともに、家庭学習と組み合わせた学習指導を実施する。
④ 基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策(分散登校等)を講じたうえで、効率的・効果的に実施する。
- (2) (分散)登校日の設定について(5月25日以降については、後日通知する。)
① 第1週(5月11日～15日):現在と同様の対応(週1回2時間程度の登校)
第2週(5月18日～22日)
小学校:第1学年、第6学年は、週2回各3時間程度の登校
他の学年は、週1回3時間程度の登校
中学校:第3学年は、週2回各3時間程度の登校
他の学年は、週1回3時間程度の登校
② 給食は停止とする。
③ 小学校第1学年児童の登下校には保護者の協力をお願いする。

3 児童生徒の居場所の確保について

- (1) 各学校での居場所の確保について
保護者が仕事を休めず、自宅で一人で過ごすことができない小学校低学年や特別な支援が必要な児童生徒については、これまで通り、預かり等を行う。
- (2) 放課後児童クラブ(学童保育所:校舎外設置も含む)に入所する児童について
平日の8時30分～13時00分(昼食終了後、放課後児童クラブへ移動するまで)教室等における預かりと教職員による見守り・支援を引き続き行う。

4 その他

- ・山形市立商業高等学校については、県より示される内容を踏まえて決定する。